

広島県教育委員会教育長告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、指定納付受託者を指定したので、同条第二項、地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第十二条の二の七及び広島県会計規則（昭和三十九年広島県規則第二十九号）第十四条の五の規定により次のとおり告示する。

令和六年二月二十九日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

名 称	所在地	指定をした日	委託を受けて納付を行うことができる歳入及び歳入歳出外現金の内容	歳入及び歳入歳出外現金の納付の委託を受けることができる期間
株式会社D Gフィナンシャルテクノロジー	東京都渋谷区恵比寿南三丁目五番七号	令和五年四月五日	広島県立広島叡智学園高等学校入学者選抜料	令和五年四月六日から令和六年三月三十一日まで
株式会社ページエント	東京都渋谷区円山町一九番一号	令和五年一月一九日	広島県立中学校入学者選抜料	令和五年一月二日から令和六年三月三十一日まで
株式会社D Gフィナンシャルテクノロジー	東京都渋谷区恵比寿南三丁目五番七号	令和六年一月二三日	広島県公立高等学校入学者選抜料	令和六年一月二日から同年三月三十一日まで